

# 日高川町特定事業主行動計画

平成28年4日

(平成28年5月公表)

# 日高川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日

日高川町長

日高川町議会議長

日高川町教育長

日高川町農業委員会長

日高川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下、「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下、「法」という。）第15条に基づき日高川町長、日高川町議会議長、日高川町教育長、日高川町農業委員会長が策定する特定事業主行動計画です。

また、この計画は次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針において定める視点を踏まえ、仕事と子育てを両立できる職場づくりを目指すための行動計画でもあります。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とし、経済社会情勢等に応じて見直しを図っていきます。

## 2. 本計画の対象者

本計画の対象者は、町長部局、議長部局、教育長部局、農業委員会長部局に在籍する職員（臨時職員、非常勤嘱託職員等を含む）とします。

## 3. 女性職員の活躍、次世代育成支援対策の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍、次世代育成支援対策を効果的に推進するため、関係する各課長及び人事担当者を構成員とした特定事業主行動計画委員会を設置し、本計画の策定、変更、本計画に基づく取組の実施状況、数値目標の達成状況の点検、評価等について協議を行います。

また、女性職員の活躍、次世代育成支援対策に関して管理職や職員に対する研修や講習、情報提供を行うとともに、新規採用職員には採用時の研修のなかにおいて説明するなど計画の周知徹底を図ります。

さらには、必要な勤務環境の整備を効果的に実施するため、職員へのアンケート調査や意見聴取を実施するなど、職員のニーズを調査するとともに、各年度ごとに本計画の実施状況について町のホームページなどに公表します。

## 4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等にかかる内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議長部局、教育長部局、農業委員会長部局において、それぞれの女性職員の

職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました結果、女性職員の活躍を推進するため次のとおり目標を設定します。

- (1) 平成33年度までに、男性職員の育児休業取得率を国の少子化社会対策大綱の目標値と同じ13%とすることを目指します。女性職員については、100%の取得の維持に努めます。
- (2) 平成33年度までに、職員の1年間の超過勤務時間数について上限目安時間を360時間（月30時間）とし、目標の達成に努めます。
- (3) 平成33年度までに、年次休暇取得日数を平均10日以上取得することを目標とします。

#### 5. 次世代育成支援対策の推進に向けた体制整備

- (1) 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行い、母性保護に努めるとともに、特定の職員に負担がかかることにならないよう協力体制を整え、妊娠中の職員に対しては本人の希望に応じ、原則として時間外勤務を命じないこととします。
- (2) 育児休業等の趣旨を周知徹底し、職場の意識改革を進め、男性が女性の育児休業等を取得することを妨げるなどの行為である「マタニティハラスメント」がないよう、育児休業等を取得しやすい雰囲気づくりに努めます。
- (3) 超過勤務は公務のための臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという認識をより一層深め、子育てをする職員が仕事と子育てとを両立しやすい環境を整えます。
- (4) 連続して休暇取得できるよう、月曜日や金曜日と土日を組み合わせた年次休暇の取得促進を図るとともに、ゴールデンウィーク期間や夏季休暇期間の前後における年次休暇の取得促進を図り、連続休暇期間中の公式会議をできるだけ自粛し、職員が連続休暇を取得できるよう配慮します。

#### 6. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

先に掲げた数値目標その他の目標達成に向け、次に掲げる取組を実施します。なお、この取組は町長部局、議長部局、教育長部局、農業委員会長部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、もっとも大きな課題に対応するものから順に掲げています。

- (1) それぞれの部署において職員の業務分担の見直しを定期的に行い、それぞれの職員の業務量の平準化を図ります。
- (2) 平成28年度より、毎週水曜日を定時退庁日（ノー残業デー）として認識させ、管理職員が職員に早期退庁を勧奨します。
- (3) 女性職員の管理職登用について積極的に推進し、行政施策における女性の参画に努めます。

女性職員の採用割合

	H24. 4. 1	H25. 4. 1	H26. 4. 1	H27. 4. 1
採用職員数	5人	4人	2人	4人
うち女性職員	3人	2人	2人	1人
女性職員 採用率	60.0%	50.0%	100.0%	25.0%

継続勤務年数の男女差

職員数	男性職員	勤続平均	女性職員	勤続平均	男女差
190人	116人	22年	74人	17年	5年

超過勤務の状況（年間平均）

部 署	一人あたり 年間平均時間	部 署	一人あたり 年間平均時間
総務課	122時間	保健福祉課	128時間
企画政策課	323時間	上下水道課	47時間
住民課	122時間	建設課	176時間
かわべ保育所	47時間	農業振興課	216時間
なかつ保育所	20時間	林業振興課	139時間
みやま保育園	17時間	出納室	8時間
寒川保育園	21時間	美山支所	17時間
税務課	41時間	中津支所	77時間
議会事務局	0時間	教育委員会	101時間
農業委員会	229時間		

管理職の女性割合

管理職数	男性 管理職数	登用率	女性 管理職数	登用率
61人	47人	77.0%	14人	23.0%

役職段階の職員の女性割合

役職	職員数	男性 管理職数	割合	女性 管理職数	割合
参事	9人	9人	100.0%	0人	0%
課長	10人	9人	81.8%	1人	18.2%
主幹	7人	6人	85.7%	1人	14.3%
副課長	20人	16人	80.0%	4人	20.0%
専門員	14人	7人	50.0%	7人	50.0%

職種別職員数

区分	男性	女性	合計	備考
事務職員	110人	23人	133人	
専門職員	1人	37人	38人	医師、看護師、保健師、保育士
現業職員	5人	14人	19人	運転手、道路整備員、用務員、 学校調理員

男女別の育休取得率・平均取得期間

区分	育休取得率	平均 取得期間
男性職員	0%	0日
女性職員	100%	454日

#### 男性の配偶者出産休暇の取得率・平均取得日数

区 分	出産休暇 取得率	平均 取得日数
男性職員	100%	1日

#### 7. 柔軟な人事管理と男女を通じた働き方改革への取り組み

女性職員の活躍推進に向け関係機関と連携して多用な働き方に関するセミナー等への参加を呼びかけるとともに女性の能力が十分発揮できるよう、またできるだけ家庭生活に支障のないよう人事配置に配慮します。

また、職員全体で協力し定時退庁を心がけ、家庭生活への参加を増やすとともに豊かな生活を過ごすことができるよう働きやすい職場の実現を目指します。